

小型無人機等飛行禁止法関係

←防衛省の説明ページ

◆米海兵隊岩国航空基地上空および基地周辺地域で飛行を検討されてる方は申請が必要です。

ご不明な点がある場合には、米海兵隊岩国航空基地または地方防衛局にお問い合わせください。

(海自区域の場合は加えて海上自衛隊にもお問い合わせください。)

◆米海兵隊岩国航空基地周辺の範囲 (山口県岩国市)

○[岩国飛行場 \(米軍\) 区域及び範囲](#)

○[岩国飛行場 \(海自\) 区域及び範囲](#)

◆対象施設周辺地域において、小型無人機等の飛行を行う場合の手続き

次の資料をご覧ください。

○[基地の敷地又は区域の上空で飛行を行う場合の手続詳細](#)

○[基地の敷地又は区域の周辺おおむね300mの上空で飛行を行う場合の手続詳細](#)

◆岩国航空基地周辺以外でも米軍が管制する岩国空域を飛行する場合

上記以外の管理区域内を飛行する場合など、DIPSで申請した際に大阪航空局より岩国空港への確認を求められる場合があります。

その際も米海兵隊岩国航空基地または地方防衛局にお問い合わせください。

◆問い合わせ先

管理空域全般の問い合わせ先 (いずれか)		海自空域のみ
米海兵隊岩国航空基地 (岩国飛行場)	中国四国防衛局 (地方防衛局)	第31航空群 (海上自衛隊)
jason.williams@usmc.mil 0827-79-6096	drone-cs@ext.chushi.rdb.mod.go.jp 0822-23-8324	0827-22-3181 内線6231

